

地方独立行政法人加古川市民病院機構活性化協議会及び活性化委員会設置要綱

(設置)

第1条 地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「法人」という。）の活性化及び新統合病院の円滑な整備を図るにあたり、広く有識者、市民等から意見を聴くため、活性化協議会及び活性化委員会を設置する。

(活性化協議会の所掌事務)

第2条 活性化協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 法人運営の活性化に関すること。
- (2) 新統合病院の円滑な整備に関すること。
- (3) 活性化委員会における協議事項に関すること。
- (4) その他法人の活性化及び新統合病院の円滑な整備に関すること。

(活性化委員会の所掌事務)

第3条 活性化委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 新統合病院の運営に関すること。
- (2) 新統合病院の医療規模及び医療機能に関すること。
- (3) 新統合病院の建設整備に関すること。
- (4) その他法人の活性化及び新統合病院の円滑な整備に関すること。

(活性化協議会の組織)

第4条 活性化協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 活性化協議会の委員は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(活性化委員会の組織)

第5条 活性化委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 活性化委員会の委員は、別表2に掲げる者をもって構成する。

(オブザーバー)

第6条 活性化協議会及び活性化委員会は、専門的な知識を有する者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 活性化協議会及び活性化委員会は、必要に応じて、オブザーバーに意見や助言を求めることができる。

(活性化協議会の会議)

第7条 活性化協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(活性化委員会の会議)

第8条 活性化委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
(意見等の聴取)

第9条 活性化協議会及び活性化委員会は、委員以外の者に対し、説明又は意見を求めることができる。

(委員等報償)

第10条 会長等の報償の額は、次に掲げるとおりとする。

会長、委員長 日額 11,000円

委員、オブザーバー 日額 9,000円

(庶務)

第11条 活性化協議会及び活性化委員会の庶務は、法人及び加古川市において処理する。

(補則)

第12条 この要綱において定めるもののほか、活性化協議会又は活性化委員会の運営に必要な事項は、それぞれ会長又は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月28日から施行する。

別表1（第4条第3項関係）：活性化協議会委員

所属	氏名
加古川市長	樽本庄一
加古川市議会議長	坂田重隆
一般社団法人加古川医師会会長	枝川潤一
加古川商工会議所会頭	長谷川吉弘
加古川市町内会連合会会長	大淵俊彦
兵庫県東播磨県民局長	福田好宏
神戸大学大学院医学研究科・医学部医学研究科長・医学部長	片岡 徹
神戸大学医学部附属病院院長	杉村和朗

別表2（第5条第3項関係）：活性化委員会委員

所属	氏名
加古川市副市長	中田喜高
地方独立行政法人加古川市民病院機構理事長	宇高 功
地方独立行政法人加古川市民病院機構副理事長	石川雄一
地方独立行政法人加古川市民病院機構加古川西市民病院院長 ・加古川東市民病院院長	大西祥男
一般社団法人加古川医師会副会長	中田邦也
兵庫県健康福祉部長	太田稔明
神戸大学大学院医学研究科内科学講座消化器内科学分野教授	東 健
神戸大学大学院医学研究科内科系講座小児科学分野教授	飯島一誠
神戸大学大学院医学研究科内科学講座循環器内科学分野教授	平田健一
神戸大学大学院医学研究科外科学講座肝胆膵外科学分野教授	具 英成
神戸大学大学院医学研究科外科系講座脳神経外科学分野教授	甲村英二
神戸大学大学院医学研究科外科系講座産科婦人科学分野教授	山田秀人